

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	なは商人塾の使用許可の取り消し等		
根拠法令及び条項	なは商人塾条例第7条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) なは商人塾条例第6条及び第7条 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	平成7年3月31日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	経済観光部 なはまち振興課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

## 【別紙】

(使用許可の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しない。

- (1) 物品の販売、有料研修会の開催等営利を直接の目的とするとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設及び附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) その他使用が不相当と認められるとき。

2 前項の規定に基づく措置によって使用者が損失を受けても、本市はその責めを負わない。